

# 第7回嘉麻市新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項

令和2年4月8日（水）

## 新型コロナウイルス感染症対策について

令和2年4月7日、国の「緊急事態宣言」を受けて、下記のとおり決定する。

### 1. イベント等の開催について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、2月25日から4月30日までの間、中止または延期している市主催のイベント等については、5月6日まで期間延期する。

但し、実施時期が限定されて重要なもの（説明会や入学式など）や法令等により実施が義務付けられているもの（健康診査など）については、やむを得ず実施可能とするが、実施にあたっては、国の専門家会議が感染症に関する医学的知見に基づき発表した見解（※）を踏まえ、集団感染しやすい場所や場面に対する下記の条件が全て同時に重ならないように、また、感染対策を徹底したうえで実施する。また、市以外の団体等が主催のイベント等については、控えて頂くよう協力要請を行う。

（※）新型コロナウイルスへの対策として、クラスター（集団）の発生を防止することが重要

(1) 換気の悪い「密閉空間」 (2) 多数が集まる「密集場所」 (3) まじかで会話や発声をする「密接場面」

この3つの条件がそろう場所や場面がクラスター（集団）発生のリスクが高くなるため、イベントや集会で3つの「密」が重ならないように工夫する。

### 2. 公共施設の対応について

(1) 臨時休館を延長する施設（5月6日（水）までの予定）

●休館期間：4月1日（水）から5月6日（水）まで

対象施設：嘉穂第二児童館、稲築西児童館、稲築東児童館、

稲築社会福祉センター、稲築老人いこいの家

●休館期間：3月28日（土）から5月6日（水）まで

①社会体育対象施設

山田地区：山田野球場、山田武道館、サルビアパーク、山田弓道場、山田友愛グラウンド、

稲築地区：稲築野球場、稲築運動場、稲築町制40周年記念運動広場、稲築武道館、温水プールスイミングプラザなつき、稲築体育館、稲築屋内球技場、稲築鴨生公園内運動場、稲築山野公園内野球場、

碓井地区：碓井グラウンド、碓井野球場、碓井屋内ゲートボール場、

嘉穂地区：嘉穂野球場、嘉穂総合体育館、嘉穂陸上競技場、大隈体育館、宮野グラウンド、宮野体育館、千手グラウンド、千手体育館、泉河内グラウンド、泉河内体育館

※臨時休館中は、引き続き新規の施設の利用申請の受付は行わない。休館期間中の既納の施設利用料については、全額還付を行う。

②その他施設

足白ボルタリングセンター

●休館期間：3月31日（火）から5月6日（水）まで

対象施設：古処山キャンプ村

(2) 4月9日（木）以降新たに休館する施設（5月6日（水）までの予定）

●休館期間：4月9日（木）から5月6日（水）まで

①社会教育施設

山田地区：山田市民センター、上山田住民ホール、山田生涯学習館、山田図書館、下山田小学校白馬ホール、山田地区公民館熊ヶ畑分館、山田地区公民館上山田分館、山田地区公民館大橋分館、山田地区公民館下山田分館

稲築地区：なつき文化ホール、嘉麻市稲築地区公民館、稲築図書館、稲築文化ふれあい伝承館、

碓井地区：碓井地区公民館、織田廣喜美術館、碓井平和祈念館、碓井図書館  
嘉穂地区：嘉穂生涯学習センター夢サイトかほ、嘉穂図書館、嘉穂地区公民館  
大隈分館、嘉穂地区公民館足白分館、嘉穂地区公民館千手分館、嘉  
穂地区公民館宮野分館、

## ②温浴施設

ふるさと交流館なつきの湯、山田いこいの家「白雲荘」  
うすい人権啓発センターあかつき、嘉穂老人福祉センター

## (3) 一部利用制限を延長する施設

### ●貸出停止期間：2月26日（水）から5月6日（水）まで

- ①うすい人権啓発センターあかつき、嘉穂隣保館及び教育・生活支援センターの  
会議室
- ②稲築保健センターの会議室
- ③産業会館の会議室
- ④山田活性化センター（手づくりふるさと村）の研修室及び交流室

### ●貸出停止期間：2月26日（水）から当面の間

- ①嘉麻市内の学校施設（体育館、運動場、柔剣道場）

### ●利用停止期間：3月5日（木）から5月6日（水）まで

- ①稲築保健センターの健康増進室

## 3. 市立小中学校の対応について

### (1) 休校について

- ①4月8日（水）～5月6日（木）は、臨時休業とする。

### (2) 入学式について

小学校 4月9日（木） 中学校 4月8日（水）

- 規模を縮小し、予定どおり実施する。ただし、式参加者は、新入生、保護者2名以内、教職員とし、時間は、30分程度で終了するようにする。
- 入学式後の保護者説明会及び、学活についても極力短時間で行う。
- 入学式の実施については、新小学1年生は改めて、学校教育課から通知を出す。また、新中学1年生については、小学校から連絡をする。

### (3) 出校日について

- ① 4月10日（金）、20日（月）午前中（11：00下校をめぐ）を登校日とし、課題の配布及び臨時休業中の過ごし方などの指導を行う。

### (4) 休校中の児童生徒の学校預かりについて

○対象者：保護者による保育環境が整わない小学校1年生から3年生及び障がいのある児童

※その他の学年は、学校の実態により柔軟に対応する。

○期間及び時間：4月13日（月）～5月6日（水）8時～14時

※土、日、祝日除く

○場所：学校内

### (5) 部活動について

○引き続き、当面の間中止とする。

## 4. 市立学童保育所の対応について

### (1) 小学校が臨時休校期間の対応について

#### ①対象児童

現在、登録している児童

#### ②臨時開所期間

期間：4月8日（水）～5月6日（木）（日、祝日除く）

時間：8時から18時まで

※緊急事態宣言を受けて → 極力、登所を控えていただく。

### (2) 感染者が確認された時の対応について

#### ①学童保育所（小学校が開業されている場合）

- ・感染者（子ども、教職員）が確認された学校の学童保育所は、臨時休所する。
- ・保健所の指導に従い、施設を消毒

#### ②学童保育所（小学校が夏休み等長期休暇の場合）

##### 【子どもが感染した場合】

- ・当該学童は、臨時休所する。

- ・感染者の状況把握（県保健所、健康課、こども育成課）
- ・濃厚接触者の範囲の確認（県保健所、健康課、こども育成課）
- ・保健所の指導に従い、施設を消毒

【子どもやその保護者が濃厚接触者に特定された場合】

- ・保護者に対し、登所を避けるよう要請する。期間は感染者と最後に接触した日から起算して2週間とする。

【市内で感染者が出た場合】

- ・感染拡大防止の観点から、できる限り健康状態の確認（検温等）を行うよう指導を徹底する。
- ・発熱や咳などの風邪の症状がみられるときは登所を避けるよう要請する。

【学童支援員が感染した場合】

- ・子どもが感染した場合と同様の対応を行う。

## 5. 市立保育所の対応について

※緊急事態宣言を受けて → 極力、登所を控えていただく。

### (1) 感染者が確認された時の対応について

【子どもが感染した場合】

- ・当該保育所は、臨時休所する。休所の規模や期間については、県と協議する。
- ・感染者の状況把握（県保健所、健康課、こども育成課）
- ・濃厚接触者の範囲の確認（県保健所、健康課、こども育成課）
- ・保健所の指導に従い、施設を消毒

【子どもやその保護者が濃厚接触者に特定された場合】

- ・保護者に対し、登所を避けるよう要請する。期間は感染者と最後に接触した日から起算して2週間とする。

【市内で感染者が出た場合】

- ・感染拡大防止の観点から、できる限り健康状態の確認（検温等）を行うよう指導を徹底する。
- ・発熱や咳などの風邪の症状がみられるときは登所を避けるよう要請する。

【保育士が感染した場合】

- ・子どもが感染した場合と同様の対応を行う。

(2) 運動会について

5月23日（土）予定の運動会は中止する。

## 6. その他

(1) 乳幼児健診について

4月の乳幼児健診は延期する。

(2) 療育訓練事業について

感染対策を徹底し、個別教室は実施する。

(3) 狂犬病予防集団接種について

感染対策を徹底し、実施する。（4月14日、4月20日）

※決定事項については、今後の感染状況により随時見直しを行う。